

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	二
○生活保護法による施術者の指定	(同)	二
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	三
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	三
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○道路の区域変更	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	四
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁教職員課)	五

訓令 甲

○宮城県訓令甲第一号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令
単純労務職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第四中
57 57 57 58 58 59 59 60
56 57 57 58 58

58 59 59
26 26 27 27 28 28 29 29 30 30 31 31
31

32
25 26 26 27 27 28 28 29 29 30 30 31 31
に改める。

附 則

(施行期日等)

- この訓令は、平成三十年二月十三日から施行し、改正後の単純労務職員の給与に関する規程(以下「新規規程」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
(経過措置)
- 平成二十九年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、新規規程の規定による号俸が改正前の単純労務職員の給与に関する規程(以下「旧規程」という。)の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、新規規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号俸とするものとする。
- この訓令の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員(人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定を準用して個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

告 示

○宮城県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大崎市市民病院健康管理センター	大崎市古川千手寺町二丁目三番十五号	平成二十九年十二月二十日
気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	平成二十九年十月二十九日
ウエルシア薬局本塩釜駅前店	塩竈市海岸通十一番一号	平成三十年一月一日
エアリ総合内科漢方クリニック	名取市杜せきのした五丁目三番地一 イオンモール名取一階	平成三十年一月一日
うさぎ森薬局岩沼店	岩沼市館下一丁目二一二十一番一	平成三十年二月一日

○宮城県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四番地	平成二十九年十月二十九日
しのはらクリニック	登米市米山町西野字西野前二百一番地一	平成二十九年十二月三十一日
エアリ総合内科漢方クリニック	名取市杜せきのした五丁目三番地一 イオンモール名取一階	平成二十九年十二月三十一日

○宮城県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	変更前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更後	変更前	ほそこえ整形外科	黒川郡大和町吉田字高田三十三番地	平成三十年一月六日
変更後	変更前	たいわ調剤薬局	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目七番地の八	平成三十年一月六日
変更後	変更前	アイン薬局吉岡店	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目五番地の三	平成三十年一月六日

○宮城県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
嶋本 友子	七福堂治療院	仙台市青葉区昭和町三番十五一六六一十三号 宮城県松島町高城字町百八十七番地	平成三十年一月一日

芦田 智之	登米善王寺整骨院	登米市米山町字善王寺石神四十九一二月十日	平成三十年一月十日
藤野 克仁	古川メディカル整骨院	大崎市古川栄町七一十三	平成三十年一月十日

○宮城県告示第百二十八号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
玉浦中部	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	平成二十九年十一月十五日

○宮城県告示第百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業中峠西部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成三十年二月十四日から平成三十年三月十四日まで
- 三 縦覧場所
大崎市役所
美里町役場

○宮城県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
本吉郡南三陸町歌津字草木沢一二四の三
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である。

平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市田代浜字萱場野一の一、一の四から一の七まで、字サカミ山三六の一から三六の五まで、三六の一
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市田代浜字萱場野一の一から一の七まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

- 一の一、字サカミ山三六の一・三六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五、三六の二、三六の一
- 2 保安林として指定された目的
魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サカミ山一五、三六の一から三六の三まで、三六の一
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市山下町二丁目七の一

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
石巻市十八成浜十八成二番一地从先から 同市十八成浜金剛畑二番一地从先まで	A	A	六・八	五一八・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	B	八・三	四三四・〇	
	後B	C	八・三	四三四・〇	
	C		一一・七	二二七・〇	

○宮城県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市十八成浜十八成二番一地从先から 同市十八成浜金剛畑二番一地从先まで	平成三十年 二月十三日

○宮城県告示第百三十四号

白石市から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 白石市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年二月十三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
気仙沼市長磯大窪九十一番十六の一部(第二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

気仙沼市南町四丁目一番十一号
株式会社小野良組

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年二月十三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
登米市中田町石森字上川原毛四番一、五番一、六番一、七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市青葉区国分町二丁目十三番二十六号
MRS・アセット株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県総合教育センターコンピュータシステム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁教職員課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年二月一日

四 落札者の名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号

五 落札金額 一億四千六百九十万八千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年一月十九日